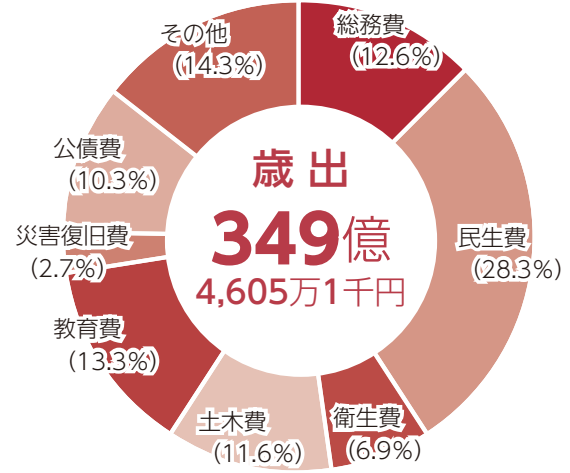
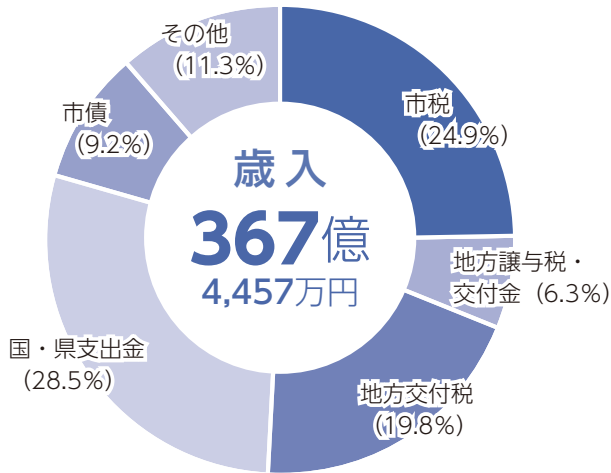


税金がどう使われているか、市の貯金や借入金はどうなっているかなどを知っていただくため、令和3年度決算の状況をお知らせします。

☎本庁舎財政課 内2354

一般会計

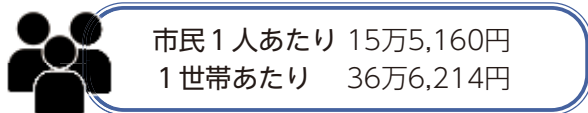
歳入と歳出の差引額17億9,851万9千円から、令和4年度に繰り越す事業の財源6,153万円を差し引いた実質収支額は17億3,698万9千円の黒字となり、来年度以降の財源となります。



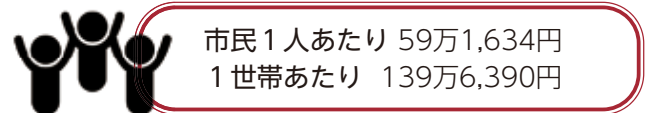
市税	市民税、固定資産税など	91億6,486万円
地方譲与税・交付金	国や県が徴収した税から一定の割合で配分される交付金	23億1,854万4千円
地方交付税	標準的な行政サービスを行うために必要な財源の不足分を国が地方に配分する交付金	72億6,656万9千円
国・県支出金	特定の事業に対して国や県から支出される補助金など	104億6,149万5千円
市債	市の借入金	33億7,060万円
その他	使用料・手数料・繰入金・繰越金など	41億6,250万2千円

総務費	庁舎の維持管理・市税の徴収など	44億1,528万6千円
民生費	高齢者福祉や児童福祉、保育園運営、生活保護など	98億9,571万2千円
衛生費	各種検診や予防接種、ごみ処理など	24億1,476万3千円
土木費	道路の舗装や維持補修、河川や公園の管理など	40億4,437万7千円
教育費	幼稚園、小・中学校の学校教育、社会教育や文化財の保護など	46億4,840万円
災害復旧費	災害によって生じた被害の復旧など	9億2,796万7千円
公債費	借入金の返済	35億8,557万7千円
その他	農林水産業費、消費費、商工費など	50億1,396万9千円

▶ 1人・1世帯あたりの市税の負担額



▶ 1人・1世帯あたりに使われた金額



市民1人あたりに使われた金額は、市税として一人ひとりが負担した金額より約43万円多い結果となりました。
※令和4年3月31日時点の住民基本台帳人口・世帯数（人口59,067人、世帯数25,026世帯）から算出しています。

特別会計や公営企業会計などの決算の状況は、市ホームページに掲載しています。

令和3年度決算の詳細はこちらから▶



令和3年度 決算の状況

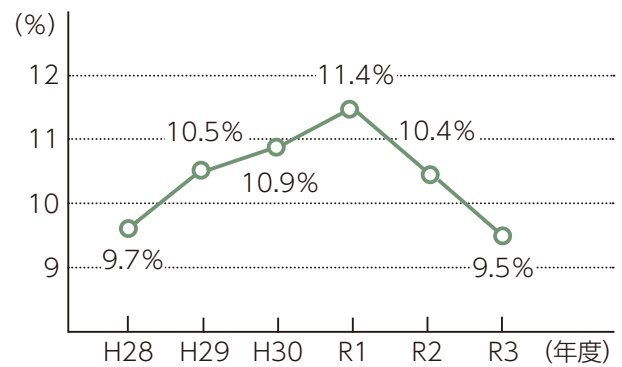
財政状況 ■ 財政は健全に運営されています

国が示す4つの指標に基づき、財政の健全性を確認することができます。
繰上償還による借入金返済額の減額などにより、実質公債費比率は低下しました。

指標	内容	令和3年度	早期健全化基準※
実質赤字比率	一般会計を中心とした赤字の割合	赤字なし	12.59%
連結実質赤字比率	一般会計・特別会計・企業会計を合算した赤字の割合	赤字なし	17.59%
実質公債費比率	収入に対する年間の借入金返済額の割合（3か年平均）	9.5%	25%
将来負担比率	収入に対して将来見込まれる負債（借入金、退職金など）の割合	47.6%	350%

※早期健全化基準は国が定めたもので、この基準を超えると財政再建に取り組む必要があります。

《実質公債費比率（3か年平均）の推移》



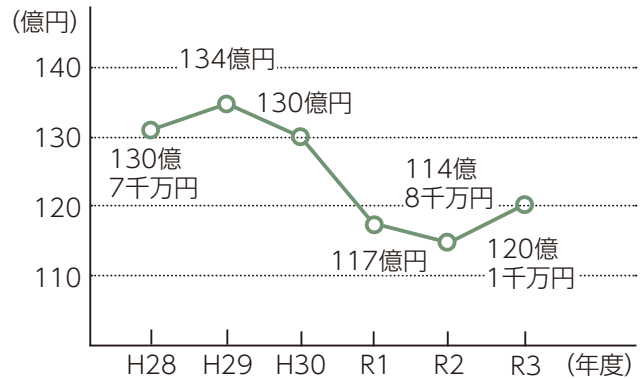
基金の状況

■ 災害などに備えています

市の貯金にあたる「基金」は、災害発生時の緊急の対応や教育・文化の振興、市民福祉の向上などのために積み立てて活用しています。

令和3年度は、繰越金などの積み立てにより基金が増加しています。

《基金の状況》



借入金(市債・企業債)の状況

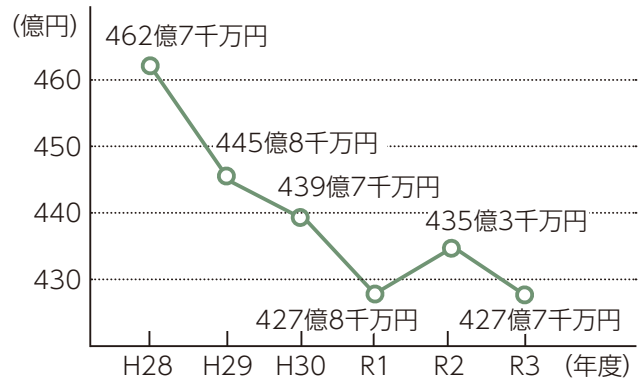
■ 将来の負担を考慮し、計画的に活用しています

道路や橋、学校などを建設するには多額の費用がかかることから、借入金を活用しています。

施設は長年にわたり使用するため、借入金の活用により、整備した年の世代と将来使用する世代で公平に負担できるという効果があります。

令和3年度は、繰上償還の効果により借入金の残高が減少しています。

《市債・企業債の状況》



※臨時財政対策費を除く

人事行政の運営等の状況

人事行政の運営等の公正性と透明性を高めるため、本市の職員数・給与・勤務条件などをお知らせします。 本庁舎総務課 内2348

職員の任免および職員数に関する状況

【職員数の状況】

※再任用職員含む

区分	人数
令和3年4月1日現在職員数	564人
退職者数	27人
採用者数	28人
令和4年4月1日現在職員数	565人
増減数	1人

【年齢別職員構成の状況】

(令和4年4月1日現在)

区分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳以上	計
職員数	0人	23人	41人	67人	67人	50人	53人	54人	85人	61人	43人	21人	565人

【職務の級および職制上の段階ごとの職員数の状況】

市ホームページで公表します。



職員の研修の状況

(令和3年度)

区分	受講者数
一般研修 (ふくしま自治研修センター等主催)	332人
能力開発研修 (ふくしま自治研修センター主催)	27人
専門研修 (日本経営協会、市町村アカデミー等主催)	13人
派遣研修 (福島県、自治大学校等)	7人
自主研修 (市主催)	24人
計	403人

職員の福利厚生の状況

(令和3年度)

区分	受診者数
定期健康診断 (年1回)	376人
人間ドック (35歳以上で隔年)	130人
その他検診 (子宮がん、乳がん)	152人
ストレスチェック (年1回)	884人
健康講座等 (メンタルヘルス講習会)	21人
計	1,563人

職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

【勤務時間の状況】

(令和4年4月1日現在)

勤務時間	1日：7時間45分 (午前8時30分～午後5時15分) 1週間：38時間45分
休憩時間	正午～午後1時

※交替制勤務職員は別に規定

【年次有給休暇取得の状況】

(令和3年1月～12月)

【介護休暇取得の状況】

(令和3年度) 1人

平均取得日数 8.6日

職員の休業に関する状況

【育児休業取得の状況】

(令和3年度) 16人 ※年度内における新規取得者

職員のサービスの状況

職員は、法令等および上司の命令に従い、市民全体の奉仕者として、その職務を遂行しなければなりません。

そのため、年度初めや年末年始などに、交通事故や信用失墜行為の防止に関する通知を行い、職員への周知徹底を図っています。

職員の分限および懲戒処分の状況

【分限処分の状況】

分限処分とは、職員が勤務成績不良、心身の故障などのため十分責務を果たせない場合に、職員の意に反して行う処分です。

(令和3年度) 休職4人、降任・免職・降給該当者なし

【懲戒処分の状況】

懲戒処分とは、公務員にふさわしくない行為や果たすべき義務に違反した場合に、道義的責任を問い、公務における規律と秩序を維持することを目的として行う処分です。

(令和3年度) 戒告1人

公務(通勤)災害の状況

(令和3年度)

認定件数 6件

職員の給与の状況

【人件費の状況(普通会計決算)】

(令和3年度)

住民基本台帳 (R4.4.1)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費比率 (B/A)
人 59,067	千円 34,929,688	千円 1,723,608	千円 4,633,499	% 13.3

【職員給与費の状況(普通会計決算)】

(令和3年度)

職員数 (A)	給与費				1人あたり (B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
人 473	千円 1,756,500	千円 282,387	千円 681,446	千円 2,720,333	千円 5,751

【職員の平均給料月額、平均給与月額および平均年齢の状況】

(令和4年4月1日現在)

区分	給料	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
白河市	一般行政職	325,000円	388,869円	42.4歳
	技能労務職	311,300円	313,900円	56.1歳
福島県	一般行政職	326,500円	411,880円	43.0歳
	技能労務職	321,200円	357,610円	54.8歳

※「給与」は「給料」に「諸手当」を加えたものです。

【職員の初任給、学歴別・経験年数別平均給料月額の状況】

(令和4年4月1日現在)

区分 (一般行政職)	初任給	採用2年 経過	経験年数		
			10年	15年	20年
大学卒	円 186,500	円 198,100	円 252,200	円 300,800	円 360,400
高校卒	円 153,900	円 162,400	円 232,400	円 261,200	円 302,600

【特別職の報酬等の状況】

(令和4年4月1日現在)

区分	給料月額	期末手当
市長	1,030,000円	
副市長	815,000円	6月期 1.60月
議長	463,000円	12月期 1.60月
副議長	406,000円	合計 3.20月
議員	385,000円	

公平委員会の状況

(令和3年度)

【勤務条件に関する措置の要求の状況】

係属事案なし。新たな措置要求なし。

【不利益処分に関する不服申し立ての状況】

係属事案なし。新たな不服申し立てなし。

【職員手当の状況】

(令和4年4月1日現在)

手当名	支給額等		
扶養手当	扶養親族の人数に応じて支給 《支給月額》 ▷配偶者・父母等 6,500円 ▷子 10,000円(特定期間加算 5,000円)		
住居手当	借家に居住する場合にその家賃額に応じて支給 《支給月額》 100円～28,000円		
通勤手当	交通機関・自動車等を利用して通勤する場合に、その距離に応じて支給(片道2km以上) 《支給月額》 ▷交通機関 定期券の価格等の一定額 上限64,000円 ▷自動車 通勤距離に応じた額 上限60,700円		
管理職手当	課長級以上の管理職員に支給 《支給月額》 職に応じた額 40,500円～77,500円		
期末勤勉手当	▷支給日 6月30日、12月10日 ▷年間支給月数 4.25月 (6月期 2.125月、12月期 2.125月) ※職務上の段階、職務の等級による加算措置有		
退職手当	退職事由、勤続年数に応じて支給		
	区分	自己都合	勸奨・定年
	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2～20%加算)		
時間外手当	▷支給実績(令和3年度普通会計決算) 117,827千円 ▷支給職員1人あたり平均支給年額(令和3年度普通会計決算) 316千円		

職員の人事評価の状況

本市では、平成28年度から人事評価制度を導入しています。人事評価は、職員があげた成果および能力・職務態度を公正に評価し、その結果を職員の給与への反映や能力向上のために活用しています。

職員の退職管理の状況

地方公務員法により、営利企業などに再就職した元職員が、現職の職員に対し、在職時の職務に関して、一定の影響を背景に職務上の行為(契約、許認可等)をするように、またはしないように要求するなどの働きかけが禁止されています。また、元職員から働きかけを受けた職員は、届け出を行うよう義務化しています。